

議案第 6 号

令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年11月29日
令和5年11月29日原案可決
倉浜衛生施設組合議会
議長 栄野比和光

原本の写に相違ないことを証明する
令和5年11月29日
倉浜衛生施設組合
管理者 桑江朝千夫

倉浜衛生施設組合
管理者 桑江朝千夫

令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）

令和5年度 倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 620,154千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,100,624 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年 11月29日提出

倉浜衛生施設組合

管理者 桑 江 朝千夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金	2,062,406	0	2,062,406
	1 負担金	2,062,406	0	2,062,406
2	使用料及び手数料	253,434	0	253,434
	1 手数料	253,423	0	253,423
	2 使用料	11	0	11
3	国庫支出金	0	310,000	310,000
	1 国庫補助金	0	310,000	310,000
4	財産収入	3	0	3
	1 財産運用収入	3	0	3
5	繰入金	279,268	154	279,422
	1 基金繰入金	279,268	154	279,422
6	繰越金	110,431	0	110,431
	1 繰越金	110,431	0	110,431
7	諸収入	352,528	0	352,528
	2 預金利子	1	0	1
	3 雑入	352,527	0	352,527
8	組合債	422,400	310,000	732,400
	1 組合債	422,400	310,000	732,400
歳	入	合	計	
		3,480,470	620,154	4,100,624

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	議会費	4,488	0	4,488
	1 議会費	4,488	0	4,488
2	総務費	382,077	851	382,928
	1 総務管理費	381,108	851	381,959
	2 監査委員費	969	0	969
3	衛生費	2,550,657	619,303	3,169,960
	1 清掃費	2,550,657	619,303	3,169,960
4	公債費	513,248	0	513,248
	1 公債費	513,248	0	513,248
5	予備費	30,000	0	30,000
	1 予備費	30,000	0	30,000
歳	出	合計		
		3,480,470	620,154	4,100,624

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 : 千円)

款	項	事業名	金額
3 衛生費	1 清掃費	熱回収施設基幹の設備改造工事	620,000

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
計量業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	3,888

第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
最終処分場浸出水処理 施設基幹改良工事	422,400	証書借入又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び 地方公共団 体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、組合財政 の都合により 据置期間及 び償還期限を 短縮し、又は 繰上償還もし しくは低利に借 換えすることが できる。	422,400	証書借入又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び 地方公共団 体金融機構 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、組合財政 の都合により 据置期間及 び償還期限を 短縮し、又は 繰上償還もし しくは低利に借 換えすることが できる。
熱回収施設基幹的設 備改造工事	0				310,000			
計	422,400				/			